

派遣労働者の受け入れは派遣先にも責務が生じます

派遣先の責務について

派遣労働者を受け入れる場合、派遣元（派遣会社）だけでなく、**派遣先においても、労働者派遣法に定められた措置を講じる必要があります。**

定められた措置を講じていない場合、労働者派遣法違反として、「厚生労働大臣による勧告」や、「事業主名等の公表」となる可能性がありますので、以下のセルフチェックリストを活用いただき、自己点検等をお願いします。

1項目でも☑がつかない場合は、労働者派遣法違反の疑いがあります。

その場合は、各書類を至急点検いただき、適切に労働者派遣法に則った措置を講じているか確認をお願いします。

派遣先用セルフチェックリスト

「はい」の場合にチェックを付けてください

以下のチェックリストは、派遣先において、特に違反事項が多いもののうち、一部を列挙しているもので、派遣先が講じべき措置の全てを網羅しているものではありません。

比較対象労働者の待遇に関する情報提供

No	チェック項目	チェック
1	労働者派遣契約の締結（派遣労働者を受け入れる）前に、比較対象労働者の待遇に関する情報を派遣元（派遣会社）に対して、書面等により提供している。（派遣法第26条第7項、派遣則第24条の3第1項）	<input type="checkbox"/>
2	※派遣先均等・均衡方式の場合に限る 受け入れる派遣労働者に最も近い待遇（賃金以外の待遇も含む）の労働者を選定の上、当該情報を、派遣元に提供している。（派遣法第26条第7項、派遣則第24条の4）	<input type="checkbox"/>
3	※労使協定方式の場合に限る 福利厚生施設（給食施設（食堂等）、休憩室、更衣室）の内容のほか、業務に必要な能力を身につけるための教育訓練の内容を、派遣元に提供している。（派遣法第26条第7項、派遣則第24条の4）	<input type="checkbox"/>
4	比較対象労働者の待遇等に関する情報の変更または労働者派遣契約の更新の都度、遅滞なく比較対象労働者の待遇に関する情報を派遣元に対して、書面等により提供している。（派遣法第26条第7項、第10項、派遣則第24条の6第1項）	<input type="checkbox"/>

派遣可能期間の制限に抵触する日の通知

1	労働者派遣契約締結前に、派遣可能期間の制限に抵触する最初の日を、派遣元に対して、書面等により通知している。（派遣法第26条第4項、派遣則第24条の2）	<input type="checkbox"/>
2	派遣可能期間の延長または労働者派遣契約の更新の都度、派遣可能期間の制限に抵触する最初の日を、派遣元に対して、速やかに書面等により通知している。（派遣法第26条第4項、第40条の2第7項）	<input type="checkbox"/>

労働者派遣契約（裏面の「労働者派遣契約書の記載例」も併せてご確認ください。）

1	書面により労働者派遣契約が締結されている。（派遣法第26条第1項、派遣則第21条第3項）	<input type="checkbox"/>
2	受け入れる派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度が、労働者派遣契約書に明記されている。（派遣法第26条第1項、派遣則第22条）	<input type="checkbox"/>
3	派遣労働者が派遣労働に従事する事業所名称、就業の場所、組織単位（組織の名称）、電話番号等が、労働者派遣契約書に明記されている。（派遣法第26条第1項）	<input type="checkbox"/>
4	派遣労働者を協定対象派遣労働者（労使協定方式対象の派遣労働者）に限定するか否かが、労働者派遣契約書に明記されている。（派遣法第26条第1項、派遣則第22条）	<input type="checkbox"/>
5	派遣労働者を無期雇用派遣労働者または60歳以上の者に限定するか否かが、労働者派遣契約書に明記されている。（派遣法第26条第1項、派遣則第22条）	<input type="checkbox"/>



派遣先管理台帳 (下記、「派遣先管理台帳の作成例」も併せてご確認ください。)

1	派遣先管理台帳が作成され、派遣労働者ごとに必要事項を記載している。(派遣法第42条第1項)	<input type="checkbox"/>
2	派遣労働者が就業する事業所等ごとに、派遣先管理台帳が作成されている。(派遣法第42条第1項、派遣則第35条第1項)	<input type="checkbox"/>
3	協定対象派遣労働者(労使協定方式対象の派遣労働者)であるか否かが、派遣先管理台帳に記載されている。(派遣法第42条第1項)	<input type="checkbox"/>
4	受け入れる派遣労働者が無期雇用派遣労働者が有期雇用労働者が、派遣先管理台帳に記載されている。(派遣法第42条第1項)	<input type="checkbox"/>
5	受け入れる派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度が、派遣先管理台帳に記載されている。(派遣法第42条第1項、派遣則36条)	<input type="checkbox"/>
6	派遣労働者が派遣労働に従事する事業所名称、就業の場所、組織単位(組織の名称)、電話番号等が、派遣先管理台帳に記載されている。(派遣法第42条第1項、派遣則36条)	<input type="checkbox"/>
7	教育訓練を行った日時、内容が、派遣先管理台帳に記載されている。(派遣法第42条第1項)	<input type="checkbox"/>
8	1か月に1回以上、一定の期日を決めて、派遣労働者が就業した日、派遣就業をした日ごとの始業、終業の時刻、休憩時間などを派遣元に対して、書面等により通知している。(派遣法第42条第3項、派遣則第38条第1項)	<input type="checkbox"/>

その他

1	派遣可能期間を延長する場合、過半数労働組合または労働者の過半数代表者の意見聴取後、派遣先事業所等の労働者に対して、書面等により周知している。(派遣法第40条の2第4項、派遣則第33条の3第4項)	<input type="checkbox"/>
---	---------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------

各書類の記載例や制度、動画のご紹介

労働者派遣契約書、派遣先管理台帳の記載例のほか、労働者派遣法の各制度、同一労働同一賃金に関する動画などについてもご確認の上、適正な派遣労働者の受け入れをお願いします。

<p>労働者派遣法の各制度</p> <p>①労働者派遣事業全般</p> <p>②派遣労働者の同一労働同一賃金</p>	<p>①労働者派遣法全般</p>  <p>②同一労働同一賃金</p> 
<p>労働者派遣契約書の記載例</p> <p>①派遣先均等・均衡方式</p> <p>②労使協定方式</p>	<p>①派遣先均等・均衡方式</p>  <p>②労使協定方式</p> 
<p>派遣先管理台帳の作成例</p> <p>①派遣先均等・均衡方式</p> <p>②労使協定方式</p>	<p>①派遣先均等・均衡方式</p>  <p>②労使協定方式</p> 
<p>【解説動画】同一労働同一賃金 (派遣先均等・均衡方式、労使協定方式、派遣先の留意点基本的な内容)</p> <p>【解説動画】同一労働同一賃金</p>	

ご不明な点は、お近くの都道府県労働局へお問い合わせください